

# 10. 交通運賃、施設使用料等の減免、割引

## (1)交通・通信

制 度	対 象 者 及 び 内 容	問 い 合 わ せ 先	備 考																														
旅客鉄道株式会社(JR)の旅客運賃割引	旅客鉄道株式会社の経営する鉄道・航路及び自動車線の運賃が次のとおり割引されます。	各駅 市福祉事務所 町村役場 (64頁参照)	公営及び民営の鉄道においても旅客鉄道株式会社に準じて割引を行っているところもあります。利用するときは照会してください。																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">第1種身体障害者・知的障害者</th> <th colspan="2">第2種身体障害者・知的障害者</th> </tr> <tr> <th>本人単独</th> <th>本人と介護者</th> <th>本人単独</th> <th>本人と介護者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通乗車券</td> <td>片道100kmを超える場合 本人5割引</td> <td>距離制限無し 本人と介護者1名ともに5割引</td> <td>片道100kmを超える場合 本人5割引</td> <td>片道100kmを超える場合 本人のみ5割引</td> </tr> <tr> <td>定期乗車券</td> <td>—</td> <td>同上</td> <td>—</td> <td>12歳未満児童の介護者のみ5割引</td> </tr> <tr> <td>回数乗車券</td> <td>—</td> <td>同上</td> <td>—</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>急行券</td> <td>—</td> <td>同上</td> <td>—</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>				第1種身体障害者・知的障害者		第2種身体障害者・知的障害者		本人単独	本人と介護者	本人単独	本人と介護者	普通乗車券	片道100kmを超える場合 本人5割引	距離制限無し 本人と介護者1名ともに5割引	片道100kmを超える場合 本人5割引	片道100kmを超える場合 本人のみ5割引	定期乗車券	—	同上	—	12歳未満児童の介護者のみ5割引	回数乗車券	—	同上	—	同上	急行券	—	同上	—	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特急券(指定席・自由席)・グリーン券・寝台券などの割引はありません。</li> <li>・ 旅客鉄道株式会社の乗車券発売窓口で身体障害者手帳又は療育手帳等を呈示して割引乗車券を購入できます。</li> <li>・ 自動車線の定期乗車券については3割引です。</li> </ul>
					第1種身体障害者・知的障害者		第2種身体障害者・知的障害者																										
				本人単独	本人と介護者	本人単独	本人と介護者																										
	普通乗車券			片道100kmを超える場合 本人5割引	距離制限無し 本人と介護者1名ともに5割引	片道100kmを超える場合 本人5割引	片道100kmを超える場合 本人のみ5割引																										
定期乗車券	—	同上	—	12歳未満児童の介護者のみ5割引																													
回数乗車券	—	同上	—	同上																													
急行券	—	同上	—	同上																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">第1種身体障害者・知的障害者</th> <th colspan="2">第2種身体障害者・知的障害者</th> </tr> <tr> <th>本人単独</th> <th>本人と介護者</th> <th>本人単独</th> <th>本人と介護者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通乗車券</td> <td>JR西日本・丹鉄線区間を通じて片道100kmを超える場合 本人5割引</td> <td>距離制限無し 本人と介護者1名ともに5割引</td> <td>JR西日本・丹鉄線区間を通じて片道100kmを超える場合 本人5割引</td> <td>JR西日本・丹鉄線区間を通じて片道100kmを超える場合 本人のみ5割引</td> </tr> <tr> <td>定期乗車券</td> <td>—</td> <td>片道100kmまでの区間(JR西日本・丹鉄線区間を通じて可) 本人と介護者1名ともに5割引 但し、本人が通学定期券を使用の場合は、介護者のみ通勤定期券の5割引</td> <td>—</td> <td>片道100kmまでの区間(JR西日本・丹鉄線区間を通じて可) 12歳未満の本人と介護者1名ともに5割引 但し、本人が通学定期券を使用の場合は、介護者のみ通勤定期券の5割引</td> </tr> <tr> <td>回数乗車券</td> <td>—</td> <td>丹鉄線内区間 本人と介護者1名ともに5割引</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		第1種身体障害者・知的障害者		第2種身体障害者・知的障害者		本人単独	本人と介護者	本人単独	本人と介護者	普通乗車券	JR西日本・丹鉄線区間を通じて片道100kmを超える場合 本人5割引	距離制限無し 本人と介護者1名ともに5割引	JR西日本・丹鉄線区間を通じて片道100kmを超える場合 本人5割引	JR西日本・丹鉄線区間を通じて片道100kmを超える場合 本人のみ5割引	定期乗車券	—	片道100kmまでの区間(JR西日本・丹鉄線区間を通じて可) 本人と介護者1名ともに5割引 但し、本人が通学定期券を使用の場合は、介護者のみ通勤定期券の5割引	—	片道100kmまでの区間(JR西日本・丹鉄線区間を通じて可) 12歳未満の本人と介護者1名ともに5割引 但し、本人が通学定期券を使用の場合は、介護者のみ通勤定期券の5割引	回数乗車券	—	丹鉄線内区間 本人と介護者1名ともに5割引	—	—	WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 0772-22-8571 (平日9時～18時) 又は 有人駅の乗車券発売窓口	乗車券等は、有人駅の乗車券発売窓口で身体障害者手帳又は、療育手帳を呈示して、駅窓口にて営業時間内にお買い求め下さい。  参考<有人駅> 福知山駅、西舞鶴駅、宮津駅、天橋立駅、豊岡駅、丹後由良駅、栗田駅、与謝野駅、京丹後大宮駅、峰山駅、網野駅、夕日ヶ浦木津温泉駅、小天橋駅、久美浜駅、大江駅の15駅							
		第1種身体障害者・知的障害者		第2種身体障害者・知的障害者																													
	本人単独	本人と介護者	本人単独	本人と介護者																													
普通乗車券	JR西日本・丹鉄線区間を通じて片道100kmを超える場合 本人5割引	距離制限無し 本人と介護者1名ともに5割引	JR西日本・丹鉄線区間を通じて片道100kmを超える場合 本人5割引	JR西日本・丹鉄線区間を通じて片道100kmを超える場合 本人のみ5割引																													
定期乗車券	—	片道100kmまでの区間(JR西日本・丹鉄線区間を通じて可) 本人と介護者1名ともに5割引 但し、本人が通学定期券を使用の場合は、介護者のみ通勤定期券の5割引	—	片道100kmまでの区間(JR西日本・丹鉄線区間を通じて可) 12歳未満の本人と介護者1名ともに5割引 但し、本人が通学定期券を使用の場合は、介護者のみ通勤定期券の5割引																													
回数乗車券	—	丹鉄線内区間 本人と介護者1名ともに5割引	—	—																													
※本人と介護者がご乗車の場合は、同一行程となります。																																	

制 度	対 象 者 及 び 内 容	問 い 合 わ せ 先	備 考																														
京都市営地下鉄の運賃割引及び京都市バスの運賃割引	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>割引内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 身体障害者手帳(1～6級)を所持している者及び介護者1名(車椅子は3名まで)。ただし、介護者は第1種身体障害者の者のみ認める。</td> <td>・ 普通券 50%割引 ・ 定期券 50%割引 (市バス定期券) 30%割引</td> </tr> <tr> <td>・ 療育手帳を所持している者及び介護者1名。ただし、介護者は第1種障害の者のみ認める。</td> <td>・ 普通券 50%割引 ・ 定期券 50%割引 (市バス定期券) 30%割引</td> </tr> <tr> <td>・ 児童福祉法の規定する諸施設で養護等されている者及び介護者1名。 ・ 学校教育法の規定する特別支援学級に通学する者及び介護者1名。</td> <td>・ 普通券 50%割引 ・ 定期券 50%割引 (市バス定期券) 30%割引</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	割引内容	・ 身体障害者手帳(1～6級)を所持している者及び介護者1名(車椅子は3名まで)。ただし、介護者は第1種身体障害者の者のみ認める。	・ 普通券 50%割引 ・ 定期券 50%割引 (市バス定期券) 30%割引	・ 療育手帳を所持している者及び介護者1名。ただし、介護者は第1種障害の者のみ認める。	・ 普通券 50%割引 ・ 定期券 50%割引 (市バス定期券) 30%割引	・ 児童福祉法の規定する諸施設で養護等されている者及び介護者1名。 ・ 学校教育法の規定する特別支援学級に通学する者及び介護者1名。	・ 普通券 50%割引 ・ 定期券 50%割引 (市バス定期券) 30%割引	京都市交通局 075-863-5061	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 身体障害者手帳、療育手帳等の呈示が必要。</li> <li>* 小児については、障害の程度に関わらず、介護者を認める。</li> <li>* 京都市在住で「福祉乗車証」を交付されている場合は無料となる。</li> </ul>																						
対象者	割引内容																																
・ 身体障害者手帳(1～6級)を所持している者及び介護者1名(車椅子は3名まで)。ただし、介護者は第1種身体障害者の者のみ認める。	・ 普通券 50%割引 ・ 定期券 50%割引 (市バス定期券) 30%割引																																
・ 療育手帳を所持している者及び介護者1名。ただし、介護者は第1種障害の者のみ認める。	・ 普通券 50%割引 ・ 定期券 50%割引 (市バス定期券) 30%割引																																
・ 児童福祉法の規定する諸施設で養護等されている者及び介護者1名。 ・ 学校教育法の規定する特別支援学級に通学する者及び介護者1名。	・ 普通券 50%割引 ・ 定期券 50%割引 (市バス定期券) 30%割引																																
私鉄の旅客運賃割引	<table border="1"> <thead> <tr> <th>交通機関名</th> <th>京阪電車</th> <th>阪急電車</th> <th>近 鉄</th> <th>京福電鉄</th> <th>坂本ヶ-ブル</th> <th>叡山電車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td colspan="6">第1種身体障害者及び知的障害者とその介護者(単独乗車不可)</td> </tr> <tr> <td>普通乗車券</td> <td colspan="6" rowspan="3">5 割 引</td> </tr> <tr> <td>普通回数乗車券</td> </tr> <tr> <td>定期乗車券</td> </tr> <tr> <td>特急券</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>割引なし</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1種及び第2種の身体障害者及び知的障害者が、片道101km以上単独で旅行する場合の普通乗車券は5割引となります。(介護者の単独乗車不可)</li> <li>・ 12歳未満の第2種の方の介護者つき乗車の場合、介護者のみ定期乗車券は5割引となります。</li> </ul>	交通機関名	京阪電車	阪急電車	近 鉄	京福電鉄	坂本ヶ-ブル	叡山電車	対象者	第1種身体障害者及び知的障害者とその介護者(単独乗車不可)						普通乗車券	5 割 引						普通回数乗車券	定期乗車券	特急券	—	—	割引なし	—	—	—	各私鉄の駅	身体障害者手帳、療育手帳の呈示が必要です。詳細については、各駅にお尋ねの上、各買い求めください。定期乗車券では、小児の5割引はありません。
交通機関名	京阪電車	阪急電車	近 鉄	京福電鉄	坂本ヶ-ブル	叡山電車																											
対象者	第1種身体障害者及び知的障害者とその介護者(単独乗車不可)																																
普通乗車券	5 割 引																																
普通回数乗車券																																	
定期乗車券																																	
特急券	—	—	割引なし	—	—	—																											
航空旅客運賃割引	<p>国内航空会社の国内路線の運賃が割引されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割引率 各航空運送事業者が設定(航空運送部業者又は路線によって異なることがある)</li> <li>・ 割引対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第1種身体障害者…本人及び介護者</li> <li>② 第2種身体障害者…本人のみ</li> <li>③ 知的障害者…「療育手帳」に航空割引の証明印がある場合のみ</li> </ul> </li> <li>※ 航空券発売窓口にて身体障害者手帳及び療育手帳を呈示して、割引航空券を購入できます。</li> </ul>	各航空会社店 営業所 指定代理店  市福祉事務所 町村役場 (64頁参照)																															
タクシー運賃の割引	<p>京都府内の全事業者のタクシーに乗車するとき、乗務員に手帳(身体障害者・療育)を呈示すると割引が受けられます。(割引率1割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 本人確認は原則として当該手帳に貼付された写真を確認することにより行います。なお、この割引制度は、市町村で実施している「福祉タクシー利用券」も同時に使用することができます。ただし、市町村によって利用できない事業者もありますので、発行された市町村へお問い合わせください。</li> <li>※ 精神障害者割引を一部タクシー会社が適用あり。</li> <li>・ 精神障害者割引(1割引)の適用 <ul style="list-style-type: none"> <li>乗務員に手帳の呈示により割引</li> </ul> </li> <li>・ 適用される会社 <ul style="list-style-type: none"> <li>都タクシー(株)</li> <li>都大路タクシー(株)</li> <li>西都交通(株)</li> <li>城南タクシー(株)</li> </ul> </li> </ul>	各タクシー会社 京都運輸支局 075-681-9765																															

制 度	対 象 者 及 び 内 容	問 い 合 わ せ 先	備 考												
民営路線 バスの 運賃割引	<p>京都府バス協会加盟各社の路線バスに乗車するとき、手帳(身体障害者・療育)を呈示すると半額の割引が受けられます。(「バス介護付」のスタンプ表示がある場合は、介護者も含めての割引が受けられます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割引率…5割引</li> <li>・ 適用される会社等               <ul style="list-style-type: none"> <li>京都バス(株) (075-871-7521)</li> <li>京阪バス(株) (075-682-2308)</li> <li>京都交通(株) (0773-75-5000)</li> <li>丹後海陸交通(株) (0772-42-0320)</li> <li>近鉄バス(株) (06-6618-5300)</li> <li>阪急バス(株) (06-6866-3154)</li> <li>奈良交通(株) (0742-20-3150)</li> <li>西日本ジェイアールバス(株) (075-672-2851)</li> <li>(株)ヤサカバス (075-692-2360)</li> <li>京都京阪バス(株) (075-981-8800)</li> <li>京阪京都交通(株) (0771-23-8000)</li> <li>京都急行バス(株) (075-532-3171)</li> <li>(株)ウイング (0774-64-2246)</li> </ul> </li> </ul>	市福祉事務所 町村役場 (64頁参照)	近畿各府県の場合でもほぼ同様の内容の割引が受けられます。 ※バス会社によっては、「精神障害者保健福祉手帳」を呈示すると半額の割引が受けられる場合もありますので、各バス会社へお問い合わせください。												
有料道路の 通行料金の 割引	<table border="1" data-bbox="308 871 1010 1198"> <thead> <tr> <th></th> <th>本人運転</th> <th>介護者運転</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>・ 身体障害者手帳所持者</td> <td>・ 第1種身体障害者手帳または第1種療育手帳の所有者</td> </tr> <tr> <td>対象車輛</td> <td>・ 本人又はその家族等(配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等)が所有する乗用車</td> <td>・ 左記の者又は左記の者が車を所有しない場合日常的に継続して介護する者が所有する乗用車</td> </tr> <tr> <td>割引率</td> <td colspan="2">通常料金の最大50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 事前に市福祉事務所又は町村役場で身体障害者手帳又は療育手帳に割引適用の記載証明を受け、料金所で手帳を呈示いただくことで割引が適用されます。            障害者1人につき車両1台まで。また、営業車両、レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検・修理時の代車等は対象外です。</p> <p>対象とならない自動車            割賦購入又は長期リースにより自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄又は「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの。            (法人名義の自動車を個人的に利用している場合も割引の対象になりません。)            (福祉施設等が所有する自動車も対象になりません。)            自動車検査証の「自家用・事業用の別/適否」欄に「事業用」と記載されているもの。            貨物自動車のうち、後部座席側面の窓がないもの及び目隠しされているもの。            外見上営業のために使用していることが明らかであるもの。</p>		本人運転	介護者運転	対象者	・ 身体障害者手帳所持者	・ 第1種身体障害者手帳または第1種療育手帳の所有者	対象車輛	・ 本人又はその家族等(配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等)が所有する乗用車	・ 左記の者又は左記の者が車を所有しない場合日常的に継続して介護する者が所有する乗用車	割引率	通常料金の最大50%		市福祉事務所 町村役場 (64頁参照)	ETCの利用についてはETC利用に必要な事項を記入した申請書を市福祉事務所又は町村役場へ提出したうえで「ETC利用対象者証明書」の発行を受け、有料道路ETC割引登録係への証明書の郵送が必要です。
	本人運転	介護者運転													
対象者	・ 身体障害者手帳所持者	・ 第1種身体障害者手帳または第1種療育手帳の所有者													
対象車輛	・ 本人又はその家族等(配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等)が所有する乗用車	・ 左記の者又は左記の者が車を所有しない場合日常的に継続して介護する者が所有する乗用車													
割引率	通常料金の最大50%														
施設(電話) 設置負担金 の分割払	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象世帯 市町村民税非課税世帯 生活保護世帯</li> </ul>	NTT西日本京都支店 (局番なしの116番) 携帯電話・PHSからは 0800-2000116 受付時間 午前9時～午後5時 (土日祝日も受付。 年末年始12月29日 ～1月3日除く)	市町村民税の非課税証明書や生活保護の決定通知書の呈示が必要です。												

制 度	対 象 者 及 び 内 容	問 い 合 せ 先	備 考														
福祉用電話機器のレンタル料の割引	65歳以上の一人暮らしの者、または身体障害などの認定を受けている者が次の福祉用電話機器をレンタル利用する場合に、使用料が割引されます。 シルバーホン(あんしんSV・めいりょう・ふれあいSⅡ・ひびきSⅢ)、フラッシュベル、シルバーベル	NTT西日本京都支店 (局番なしの116番) 携帯電話・PHSからは 0800-2000116 受付時間 午前9時～午後5時 (土日祝日も受付。 年末年始12月29日～1月3日除く)															
104の無料扱い (ふれあい案内)  ※104…電話 番号案内	無料扱いの対象範囲 (注) (1)身体障害者手帳を持っている者で、次のいずれかの障害がある者 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>障害区分</th> <th>身体障害者等表による級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 視覚障害</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>・ 肢体不自由(上肢) ・ 肢体不自由(体幹) ・ 肢体不自由(乳幼児時期以前に非進行性の脳病変による運動機能障害)</td> <td>1～2級</td> </tr> </tbody> </table> (注)身体障害者福祉法、施行規則 (2)戦傷病者手帳を持っている者で、次のいずれかの障害がある者 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>障害区分</th> <th>重度障害の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 視力の障害</td> <td>特別項症～第6項症</td> </tr> <tr> <td>・ 上肢の障害</td> <td>特別項症～第2項症</td> </tr> </tbody> </table> (3)療育手帳(愛護の手帳・愛の手帳・みどりの手帳)を持っている者 (4)精神障害者保健福祉手帳を持っている者	障害区分	身体障害者等表による級別	・ 視覚障害	1～6級	・ 肢体不自由(上肢) ・ 肢体不自由(体幹) ・ 肢体不自由(乳幼児時期以前に非進行性の脳病変による運動機能障害)	1～2級	障害区分	重度障害の程度	・ 視力の障害	特別項症～第6項症	・ 上肢の障害	特別項症～第2項症	ふれあい案内事務局 (NTT西日本) 0120-104174 携帯電話・PHSからもつながります。 受付時間 午前9時～午後5時 (土曜・日曜・祝日及び年末年始12月29日～1月3日除く)	事前にNTT西日本への申込(登録)が必要です。  (注) 詳細はふれあい案内事務局までお問い合わせください。		
障害区分	身体障害者等表による級別																
・ 視覚障害	1～6級																
・ 肢体不自由(上肢) ・ 肢体不自由(体幹) ・ 肢体不自由(乳幼児時期以前に非進行性の脳病変による運動機能障害)	1～2級																
障害区分	重度障害の程度																
・ 視力の障害	特別項症～第6項症																
・ 上肢の障害	特別項症～第2項症																
NHK放送受信料の減免	全額免除 <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>身体障害者</td> <td>身体障害者手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合</td> </tr> <tr> <td>知的障害者</td> <td>所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、家庭支援総合センター、児童相談所、精神保健福祉総合センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合</td> </tr> <tr> <td>精神障害者</td> <td>精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合</td> </tr> </tbody> </table> 半額免除 <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>視覚・聴覚障害者</td> <td>視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳を持っている者が、世帯主である場合</td> </tr> <tr> <td>重度の身体障害者</td> <td>身体障害者手帳を持っていて、障害等級が重度(1級または2級)の者が、世帯主である場合</td> </tr> <tr> <td>重度の知的障害者</td> <td>所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、家庭支援総合センター、児童相談所、精神保健福祉総合センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された者が、世帯主である場合</td> </tr> <tr> <td>重度の精神障害者</td> <td>精神障害者保健福祉手帳を持っていて、障害等級が重度(1級)の者が、世帯主である場合</td> </tr> </tbody> </table>	身体障害者	身体障害者手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合	知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、家庭支援総合センター、児童相談所、精神保健福祉総合センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合	視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳を持っている者が、世帯主である場合	重度の身体障害者	身体障害者手帳を持っていて、障害等級が重度(1級または2級)の者が、世帯主である場合	重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、家庭支援総合センター、児童相談所、精神保健福祉総合センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された者が、世帯主である場合	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を持っていて、障害等級が重度(1級)の者が、世帯主である場合	放送局 市福祉事務所 町村役場 (64頁参照)	市福祉事務所長又は町村長の証明が必要  半額免除は、NHKの窓口でも受け付けます。 詳細は、NHKまでお問い合わせください。
身体障害者	身体障害者手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合																
知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、家庭支援総合センター、児童相談所、精神保健福祉総合センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合																
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合																
視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳を持っている者が、世帯主である場合																
重度の身体障害者	身体障害者手帳を持っていて、障害等級が重度(1級または2級)の者が、世帯主である場合																
重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、家庭支援総合センター、児童相談所、精神保健福祉総合センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された者が、世帯主である場合																
重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を持っていて、障害等級が重度(1級)の者が、世帯主である場合																

制 度	対 象 者 及 び 内 容	問 い 合 せ 先	備 考																																
(第四種郵便物) 点字郵便物	点字のみを内容とする郵便物は無料(3kgまで)	日本郵便株式会社 の郵便局  (一部の郵便局を除く)  日本郵便株式会社 京都中央郵便局 075-365-2471																																	
(第四種郵便物) 特定録音物 等郵便物	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物は無料(3kgまで)	日本郵便株式会社 の郵便局  (一部の郵便局を除く)  日本郵便株式会社 京都中央郵便局 075-365-2471	日本郵便株式会社の指定する施設との発受に限ります。																																
定期刊行物の 低料第三種 郵便物承認	心身障がい者団体が発行する定期刊行物に対して、低料第三種郵便物の料金の特例が設けられます。 ① 月3回以上発行の新聞 50gまで8円 ② その他 50gまで15円	日本郵便株式会社 の郵便局  (一部の郵便局を除く)  日本郵便株式会社 京都中央郵便局 075-365-2471	第三種郵便物として差し出すためには、発行する定期刊行物が、事前に第三種郵便物の承認を受けていることが必要です。																																
聴覚 障がい者用 ゆうパック・ 点字ゆうパック	聴覚障がい者用ゆうパックの運賃(重量30kgまで) <table border="1" data-bbox="331 902 962 969"> <tr><th>サイズ</th><td>60</td><td>80</td><td>100</td><td>120</td><td>140</td><td>160</td><td>170</td></tr> <tr><th>運賃額(円)</th><td>100</td><td>210</td><td>310</td><td>410</td><td>510</td><td>620</td><td>720</td></tr> </table> 点字ゆうパック(重量30kgまで) <table border="1" data-bbox="331 1066 962 1133"> <tr><th>サイズ</th><td>60</td><td>80</td><td>100</td><td>120</td><td>140</td><td>160</td><td>170</td></tr> <tr><th>運賃額(円)</th><td>100</td><td>210</td><td>310</td><td>410</td><td>510</td><td>620</td><td>720</td></tr> </table>	サイズ	60	80	100	120	140	160	170	運賃額(円)	100	210	310	410	510	620	720	サイズ	60	80	100	120	140	160	170	運賃額(円)	100	210	310	410	510	620	720	日本郵便株式会社 の郵便局  (一部の郵便局を除く)  日本郵便株式会社 京都中央郵便局 075-365-2471	日本郵便株式会社の指定を受けた聴覚に障がいのある者の福祉を増進することを目的とする施設と聴覚に障がいのある者との間で発受されるビデオテープを内容とするゆうパック及び大型の点字図書等を内容とするものに限りません。
サイズ	60	80	100	120	140	160	170																												
運賃額(円)	100	210	310	410	510	620	720																												
サイズ	60	80	100	120	140	160	170																												
運賃額(円)	100	210	310	410	510	620	720																												
心身障がい者 用ゆうメール	心身障がい者用ゆうメールの運賃 <table border="1" data-bbox="331 1261 962 1361"> <tr><th>重量</th><td>150g まで</td><td>250g まで</td><td>500g まで</td><td>1kg まで</td><td>2kg まで</td><td>2kg超え3kg までのもの</td></tr> <tr><th>運賃額(円)</th><td>90</td><td>107</td><td>150</td><td>175</td><td>230</td><td>305</td></tr> </table>	重量	150g まで	250g まで	500g まで	1kg まで	2kg まで	2kg超え3kg までのもの	運賃額(円)	90	107	150	175	230	305	日本郵便株式会社 の郵便局  (一部の郵便局を除く)  日本郵便株式会社 京都中央郵便局 075-365-2471	図書館法に規定する図書館で日本郵便株式会社に届け出た図書館と身体に重度の障がいのある者又は知的障がいの程度が重い者との間で図書閲覧のために発受するものに限りません。																		
重量	150g まで	250g まで	500g まで	1kg まで	2kg まで	2kg超え3kg までのもの																													
運賃額(円)	90	107	150	175	230	305																													
青い鳥はがきの 無料配布	・ 対象者 重度の身体障がい者(1、2級)または重度の知的障がい者(A又は療育手帳に「1度、2度」と表記されている者) ・ 配布枚数 1人20枚 ・ 申込受付期間 4月1日～5月31日(土日に当たる場合は翌営業日) ・ 配布期間 4月20日～5月31日(土日に当たる場合は翌営業日)	日本郵便株式会社 の郵便局  日本郵便株式会社 京都中央郵便局 075-365-2471	発行日以降、郵便局から郵送。 なお、発行日以降郵便局の窓口へ直接申し込んだ場合はその場で交付。 申し込み・交付の際に手帳の呈示が必要です。																																